

令和 6 年
6 月 舟橋村議会定例会会議録（第 2 号）

令和 6 年 6 月 1 0 日（月曜日）

議 事 日 程

令和 6 年 6 月 1 0 日 午前 1 0 時 0 0 分 開議

- 日程第 1 村政一般に対する質問並びに議案第 1 9 号から議案第 2 6 号まで
（一般質問・質疑、常任委員会付託）
- 日程第 2 請願・陳情について
（常任委員会付託）
-

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

議事日程のとおり

出席議員（7 名）

1 番	小 杉 知 弘
2 番	古 川 元 規
3 番	加 藤 智恵子
4 番	田 村 馨
5 番	森 弘 秋
6 番	竹 島 貴 行
7 番	前 原 英 石

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村	長	渡 辺	光
教 育	長	土 田	聡
総 務 課	長	山 崎	貴 史

生 活 環 境 課 長	田 中	勝
会 計 管 理 者	林	輝
代 表 監 査 委 員	川 崎	正 夫

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松 本	良 樹
---------	-----	-----

午前 10 時 00 分 開議

○議長（前原英石） ただいまの出席議員数は 7 人です。定足数に達していますので、令和 6 年 6 月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案第 19 号から議案第 26 号まで

○議長（前原英石） 日程第 1 議案第 19 号 舟橋村監査委員条例一部改正の件から議案第 26 号 富山県後期高齢者医療広域連合規約の変更の件までの 8 件を一括議題とします。

（一般質問及び質疑）

○議長（前原英石） これより、村政一般に対する質問並びに提出案件に対する質疑を行います。

通告順に発言を許します。

田村 馨議員。

○4 番（田村 馨） おはようございます。4 番田村馨でございます。

それでは、早速ですが、通告に従いまして、質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず最初に、小中学校における防災教育の取組についてお尋ねいたします。

1 月 1 日に発生した能登半島地震など、マグニチュード 7 前後の地震は、多くの人が住む地域に大きな被害をもたらしました。前回 3 月定例会の一般質問でも切迫活断層の地震について取り上げさせていただきましたが、深刻な被害が想定される大地震はいつ起きてもおかしくないと考えて備える必要があり、防災教育は子どものときから取り組むことが重要であると考えられます。

小中学校における防災に関する取組については、小中学校における防災訓練の意義や方法に関して大きく見直し、学校防災に対する意識の向上と防災教育のさらなる充実に取り組むことが必要ではないでしょうか。

他の自治体では、初期消火活動に有効なスタンドパイプ消火資機材という物がありま

すが、こういった物が自治会や学校などの公共施設、あるいはコンビニエンスストアなどに配備されています。

例えば、このスタンドパイプ消火資機材を有効に活用するためには、使用できる住民を増やすことが重要であり、そのためには小中学校での取組が必要となってきます。

全小中学校で学校防災マニュアルの周知徹底、防災教育、スタンドパイプの取扱いに関する研修などを行ったことにより、教職員の防災意識がより一層高まっているとも聞き及んでおります。

そこで、小中学校における防災教育に関する取組についてお聞きします。

まず1つ目、これまでの本村における防災教育の課題と対応について具体的にお聞かせください。

そして2つ目、地域災害の特徴を踏まえた防災教育についてどのように考えておられるのかお聞きします。

3つ目、教職員の児童生徒への防災教育推進の取組について具体的にあればお聞かせください。

続きまして、村内における鳥獣害対策についてお尋ねします。

この質問に関しては、資料をおつけしました。これは福井県の越前市、あと宮城県に登米市というところの対策の資料がネット上にありましたので、また時間のあるときにご覧になってください。

さて、この鳥獣害対策なんですが、近年、野生鳥獣による被害が我が国において社会問題となっています。特に県内でツキノワグマに関する目撃情報や被害に関する話題をよく見聞きするようになりました。このように、様々な野生鳥獣による被害は、生活被害などにも及びます。

さて、都市化の進む舟橋村においては、野生鳥獣による被害というのは、決して大きなものではないのかもしれませんが。しかしながら、切実な問題として、住民からお聞きし、また私自身も体験している内容ですので、本村における鳥獣害対策についてお伺いします。

まず1つめ、有害鳥獣対策について、特に野生鳥獣については法律により保護されているのは、皆さんご存じのとおりだと思います。特に本村においてはゴイサギなどが、少なくとも住民の生活圏に入り、迷惑をかけているという状態があります。

本来であれば、野生鳥獣とは一定の距離を保ち、共存することがよりよいと考えてお

りますが、このような有害性のある動物たちをどのような位置づけで扱い、また住民から連絡があった場合はどのように対策されているのでしょうかお伺いします。

そして、2つ目になりますが、本村の竹内地区では、竹内天神堂古墳のゴイサギ対策について、様々な実害が生じております。具体的には、夜間の鳴き声による騒音、周囲へのふん害、生臭い悪臭に関するものです。

これらの対策について、当局においてどのように認識しておられるのかお伺いします。

質問は以上です。答弁、よろしくお願いします。

○議長（前原英石） 土田教育長。

○教育長（土田 聡） それでは、私のほうから、4番田村議員の小中学校における防災教育のご質問、3つの項目についてお答えしたいと思います。

1つ目の、これまでの防災教育の課題と対応でございますが、学校における防災教育は、多くは避難訓練を通した学習が多いと思います。舟橋村では、小学校で年6回、中学校で3回の避難訓練を実施しています。加えて、小学校では引渡訓練も行っております。

訓練としましては、学校で起こり得る災害を想定したものに限定されます。実際の訓練として火災、地震、不審者、そして新しいものとして竜巻やミサイルの飛来などを想定して行っています。

年間に実施できる回数は、授業時数の関係である程度決まってしまうので、訓練としては火災、地震、不審者が主なものとなります。

また、発生時間、発生場所など設定場面が様々で、全てのものに対応することができないのが現状です。火災や不審者の場合、発生場所や経路など、放送をしっかりと聞き、自分で考えて行動できるようになることなど、避難するための基本的な知識が身につくように指導しています。

2つ目の、地域災害の特徴を踏まえた防災教育ということですが、舟橋村で起こり得る災害として、風雪水害、火災、地震、ミサイルの飛来が考えられます。台風などの気象に関する事象については、事前に情報が得られるため、休校や始業時間の変更、また下校時の安全配慮等を行うことができます。

児童生徒への指導としましては、そのときそのときに予想される災害に応じた行動を取るように指導しています。例えば増水のおそれがある場合は用水等に近づかない、あるいは外出をしないなどの指導でございます。地域における避難については、各町内会

や保護者の判断となります。

3つ目の、教職員の児童生徒への防災教育の推進の取組ですが、防災教育の目的として、防災教育は、学校や地域のみならず様々な機会、場を通じて、1つ目、それぞれが暮らす地域の災害、社会の特性や防災科学技術等についての知識を備え、減災のために事前に必要な準備をする能力。2つ目、自然災害から身を守り、被災した場合でもその後の生活を乗り切る能力。3つ目、進んで他の人々や地域の安全を支えることができる能力。4つ目、災害からの復興を成し遂げ、安全・安心な社会を構築する能力といった「生きる力」を涵養し、能動的に防災に対応することのできる人材を育成するために行うものでありますと挙げられています。

そのため、学校では、教科や道徳の学習を通して災害についての理解を深めるなど、機会を捉えて指導を行っています。

例えば小学校の社会科では、3年生で火災、4年生で自然災害から地域の安全を守るための諸活動として、地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害などの中から、過去に県内で発生したものを選択して取り上げて学習します。また、県庁や市役所の働きなどを中心に上げ、防災情報の発信、避難体制の確保などの働き、自衛隊など国の機関との関わりも学習しています。さらに、舟橋小学校では、総合的な学習の時間のテーマに防災を位置づけて取り組んでいます。

また、学校安全保健法に基づき、学校安全計画を策定するとともに、危機管理マニュアルを作成し、様々な事項等への教職員の対応について記載し、行動の指針を明示しています。

舟橋村では、自分の命は自分で守ることのできる児童生徒を育成するために、文科省が示しています「生きる力」を身につける3観点、「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養」では、安全に関する様々な課題に関心を持ち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身につけていること。「生きて働く知識・技能の習得」では、様々な自然災害や事件、事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身につけていること。3つ目の「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成」では、自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身につけていることを念頭に、今後も取

組を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（前原英石） 田中生活環境課長。

○生活環境課長（田中 勝） 4 番田村議員の鳥獣害対策についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、サギ類は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）により、許可なく捕獲することができない旨定められております。ただ、農林水産物や人への影響が甚だしい場合、有害鳥獣として駆除は可能だとも聞いております。

仮に村で有害鳥獣に指定申請し、許可等を得ても、捕獲におりを使用するには個体が大き過ぎます。また、舟橋村は特定猟具使用禁止区域（銃器）の指定がなされており、銃の使用も極めて制限がされております。

被害状況を住民から寄せられても、当局としては大変悩ましい問題であると認識しているのが現在の状況であります。

竹内地区の天神堂古墳のアオサギの被害についても把握しております。昨年には、富山県自然保護園ねいの里等に対処方法をお聞きしましたが、爆竹の音や枝下ろし等は一時的なものに過ぎず、樹木の伐採が一番効果的だと思われます。伐採には、お宮さんを管理している新川神社から神社庁への申請も必要であります。

役場当局としては、まず地元の竹内で協議会をつくり、そのメンバーで協議していただければと考えます。竹内天神堂古墳としての遺跡の保護や立山黒部ジオパークの位置づけもあり、要望があれば役場職員がメンバーに加わることも可能だと認識しておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げて、答弁いたします。

○議長（前原英石） 田村 馨議員。

○4 番（田村 馨） 答弁、ありがとうございます。

まず、防災教育については、今後もこの教育内容の充実を図っていただきまして、また子どもたち、地域の安全を担えるようにしていただければと思います。

あと、今の、私、ゴイサギだと思っていましたが、実はこれ、アオサギだったということ。

このアオサギの被害についてなんですが、要望も含みますが、ちょっと再質問させていただきます。

アオサギですか、個体もかなり大きいと私も聞いております。羽を広げると、かなりの大きさになるということで。

新川神社の宮司の舩木さんという方なのですが、実はちょっと私の知り合いでございまして、個人的にいろいろ聞いたりは今までもしていたわけですが、このサギなどのこと、野生の鳥類に関しては、本来いるべき場所にいないと、やっぱり今回のように困った存在になるということなんですね。

このサギなのですが、春先からちょうど今頃、夏にかけてなんですが、駅前とか、あるいは住宅地などにあるこういった神社とか公園とかの森といいますか、木を、近いところをねぐらにすることがありまして、先ほどもちょっと述べましたけども、夜間の鳴き声、あるいは周囲へのふん害で、やっぱり周辺住民に大きな被害が生じているというのが現状であります。

例えばアオサギが今占拠している天神堂古墳なのですが、確かに今答弁にもありましたとおり、仮に防除策等を行っても、天神堂古墳から別の大きな木のある個人宅に移動するという、そういったことがありまして、そうすると、さらなる策を立てなきゃいけないと。断続的な対策を行っていかないと、なかなか効果が現れない。そういった意味でも、非常に難しいところ、いちごっこのような感じになるわけで、結果、費用も大変かかります。

そうすると、やはり広範囲かつ継続性を考えて、こういった防除策というものを考えていかなければいけないのかなというふうに考えております。このアオサギに、ここは危険な場所である、あるいはここは居心地が悪い場所であると。そういったようにアオサギが認識するように、やっぱり根気よく対策を行っていかねばならないのかなと私も思っております。

そうしたことを考えた場合、例えば、個人宅にもこのアオサギがやはり生息域を広げて、そこに巣をつくって、子育てというか、ひなの繁殖をしたりとか、そういったことが今現在もあるわけなんですけど、そういった場合は、じゃどうすればいいのかということなんですね。

防除策で簡単にできるものというのは幾つかあって、鷹とかの猛禽類の模型を置いたりとか、庭木をネットで覆ったり、あるいは木酢液という物があるんですが、それを忌避剤として庭木に散布したりと。あるいは、先ほど答弁にもありましたけども、木そのものを伐採すると。そういったことが挙げられるんですが、やはり効果が一時的だった

り、あるいは景観を損なってしまったりということの問題もあるわけです。

そういった問題に関して、やっぱり当局としても、相談対応の充実というものを図っていただきたいと。そしてまた、いろんなそういった被害対策について、どうすればいいとか、そういったような情報の発信などについても、ちょっとまた検討していただきたいなと思うわけです。

今回のサギの被害というのは、人間の都市開発とか、あるいは宅地開発によって引き起こされたものではないのかなとも考えられるんですが、こういった問題が起こっているということで、アオサギとの共生というのはちょっと難しいのではないかなと思われるんですが、本来であれば、少しでも本来の生息地に移り住んでもらえるように根気よく対策を続けていくことがやっぱり大切ではないのかなと思っております。人も動物も住みよい環境づくりということに努めていただきたいと思うわけであります。

この鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律なんですが、捕獲や猟銃の制限、飼育や販売の規制、鳥獣保護区の設定や整備などについて決められておるわけですが、先ほどもありましたとおり、許可なくこういった野鳥を捕まえたりすると、法律によって罰せられてしまうということがあります。

とはいえ、人の生活圏に入り込み過ぎている鳥獣に関しては、やっぱり現状を見て、関係各省庁あるいは県と協議をぜひ進めていただいて、害獣あるいは害鳥の駆除、追い払い方法についての調査研究などを強化していただきますようまた要望しますが、改めてちょっと見解をお伺いしまして、私からの質問を終わります。

○議長（前原英石） 田中生活環境課長。

○生活環境課長（田中 勝） 今ほどの田村議員の再質問にお答えいたします。

議員の提案でございましたとおり、県、またはほかの市町村、県外の市町村とも、また情報交換しながら、あとは、もし知り得た情報につきまして、有効だと思われることは、どんどん情報発信等に努めてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（前原英石） 森 弘秋議員。

○5番（森 弘秋） 5番森です。私からは、通告してあります、村内の観光地をどのよう組み立てるのかについて質問いたします。

つい先日、子育て支援金法が成立しました。しかし、周りの人の話では、ずーっと独

りでいるほうがいいという若者はたくさんいるそうです。

いずれにしても、人口減少に歯止めがかかりません。昨今話題になった、人口戦略会議が公表したデータによれば、富山県では消滅可能性のある市町は2市3町であると言っております。

「限界集落」という言葉もあります。地域住民の50%以上が65歳以上の集落。2015年、10年前ですか、国土交通省の調査によると、今後10年以内に消滅すると予測される集落は570あると見られる。まさに2025年、来年ですね。そういった消滅可能性のある市町村が公表されました。

また、先日も人口問題で報道されておりました。5月1日現在で、前月比で人口増になったのは富山市、舟橋村のみであります。

いかに人口減を食い止めるか。村長、どうされますかね。

舟橋村は安全圏ではあるものの、社会減の対策が必要であると指摘されております。若者をいかにして村にとどめるか。村長もあぐらをかいてはられません。

さて、舟橋村ではフラワープロジェクト構想が進んでおります。勝手に直訳すれば、花の企画開発事業です。

先日、入善町のフラワーロードを見に行きました。残念かな、祭りの最盛期は4月の14から15日と聞きました。現地に行ったのは4月28日であります。満開の花はほぼ摘み取られておりました。僅か一握りのオレンジ色畑のみであります。それだけでも見応えがあるのに、最盛期のお花畑は、さぞかしきれいであっただろうと感心しました。

このような中で、村は秋田県の大館市議会議員の日景賢悟氏を招き、「すべては未来を担う子供たちのために」と題して講演がなされました。

大館市の子どもたちの経験として、お金の大切さ、商業の発展、コミュニティの発展、金融教育、関係人口の増等あるのですが、まさに「すべては未来を担う子供たちのために」のキャッチフレーズに合致しているものと感激しましたが、私の考えている観光とは少し目線がずれていると思いました。目的に合致しておらんと、私ですね。

別に秋田県大館市を批判するのではありませんけども、はっきり申し上げて、残念ながら、私の考えている姿、構想とは若干ずれていると感じて聞いておりました。

そこで、我が村の構想では、具体的には、村でサンフラワープロジェクトを実施。村内の休耕田でヒマワリを育て、収穫した種から油を取り出し、加工品の開発を行うというものです。

村長は、1週間程度であるが、その間、満開のヒマワリを見に来ていただける人を増やすというものです。情報発信して人を呼び込む。

私的な考えですが、誰が来ますかね、1週間。村長、もっと汗をかかんと駄目ですよと私は言いたい。

ここは物理的に動かないと駄目だと思いますが、幸い、地域おこし協力隊を結成。読みますと、難しいことを述べておられます。私にすれば、第2、別の村の地域おこし協力隊を結成して、村内、立山・上市町内、富山市内に宣伝・アピールする。それくらいの発想の転換が必要です。そして、いずれは、県内を問わず、全国に発信する。別途、ロゴマークもできると聞き及んでいます。

そこで、村は、今後どのようにこのヒマワリ畑をPRし、観光地とし、観光客を増やし、関係人口を増やしていくのですか、考えねばならないと思います。

先ほども言いましたけど、サンフラワープロジェクトを直訳すれば、花の開発事業だと思います。私の言うのは、まさに観光そのものです。間違っていたら、言ってください。

ロゴマークもできます。各要所地域の街頭における宣伝をどう考えますか。どのように宣伝するのか。チラシ、看板、新聞広告、アドバルーン等、たくさんありますが、かかる予算づけをどうするのか。

人それぞれに考えが違って当たり前です。今後、村はどのようにこのヒマワリ畑を位置づけし、ヒマワリ畑をPRし、観光地として観光客を増やし、関係人口を増やしていくのですか。そして、発展させるのか。どのようにアレンジしていかれるのか。

村長は常々、適度な田舎感を残しつつ、村が発展・繁栄するためには、関係人口に注目する必要があると言っておられる。私は、この「適度な田舎感」を残す。いい言葉ですね。好きな言葉です。

村長に言いたいです。ルーチンワークは、当然にして当たり前であります。そこで、いつも言うておりますが、村のトップでありますから、この村をどうするのか。これをいつも考えるのが村長であります。どうすれば村民が幸せに過ごせるのか考えるのが村長の大事な仕事であります。

先日、あるご婦人が村長に進言したそうです。未来ある子どもたちも大事です。ですが、高齢者のことも忘れないでいただきたいと言われたそうです。

そこで、村長に再度問います。田舎感を残しながら、村をどの方向に持っていくのか、

導いていくのか。面積が日本一小さい村です。子どもたちの満足度を考えながら。

視点は変わりますが、人を引き寄せることが大事。人口減少。消費が落ちる。生産が落ちる。経済が活気がなくなる。この現象をどのように食い止め、具体的にどのように進めていくのか。どのように村民に還元するのか。ここからが正念場であります。

種を植えました、油を取りました、売りましたでは、済まされません。来年はどうされますか。いや、3年後、4年後、持続可能な発展ある村のために、この事業をどのように組み立てられますか。さらに言うならば、別の事業も考えられますか。

秋田県大館市の「すべては未来を担う子供たちのために」のスローガンのように、舟橋村は「すべては村民の幸福度の向上のために」やってほしいと思います。

終わります。

○議長（前原英石） 渡辺村長。

○村長（渡辺 光） 5 番森議員のご質問にお答えいたします。

村内の観光地をどのように組み立てるのかというご質問に関しまして、サンフラワープロジェクトを題材に今ご質問をいただいたかと承知しております。

舟橋村は日本一小さな自治体であるがゆえ、ご承知のとおり、観光資源が非常に乏しいと私自身、感じております。

その上で、本年度実施いたしますサンフラワープロジェクトは、今ほど森議員がお話になりましたとおり、関係人口を増やすという目的ももちろん据えております。事業への参画、そしてその先に見据えている加工品の製造やその加工品の購入という形で、舟橋村の関係人口の増加はもとより、やはり大きく作用されるのは、満開のヒマワリを見に来ていただけることが挙げられると感じております。

過去、東芦原地区にある高平メモリアル常願寺スポーツパークは、造成前には一面のヒマワリ畑でした。当時、付近を通ると多くの方が車を止め、満開のヒマワリを撮影している姿を目にした記憶があります。今月の広報表紙下段に掲載したヒマワリは、私が当時、今ほどお伝えしたと同様に、車を路肩に止めて撮影したヒマワリの写真であります。

このように、景色という側面のみでも観光資源になり得ると考えておりますが、来年度以降、さらに一定規模の面積が確保できれば、このヒマワリ畑を迷路にして遊べるような、いわゆるアクティビティーを掛け合わせることや、そのヒマワリ畑周辺でしっかりと休憩が取れるようにすることも、より効果を高められる、そういった取組になると

考えております。

一つの取り組みでいかに効果を高めていくかを今後も継続的に検討しながら、より多くの村民の皆様にも関りをいただけるよう、事業を発展させていきたいと考えております。

そして、本事業は人のつながりを創出する事業でもあります。コロナ禍によって、人と人の関係性やコミュニティ間も同様に希薄化が進んでいると感じております。村内の各種団体の会員の減少化、高齢化が顕著になっております。そのためにも、本事業を通じて会員の獲得につながるつながりを得てほしいと考えております。

老若男女、誰でも関りが持てるよう選定したのがヒマワリであります。人と人とのつながりは、精神的な安心はもとより、環境的な安全につながると考えております。人となりを理解できる、そういった機会の創出にこの事業をつなげていきたいと考えております。

そして、今ほどご質問がございました、高齢者に対しての思いやり、どのように心を寄せていくかという部分。先日も公園カフェのほうにも参加させていただきまして、直接お声を聞きましたが、やはり舟橋村の高齢者の方、一番悩んでおられるのは移動支援ではなかろうかと思います。ちょっと友達と会う、遊びに行く。ちょっとあそこに行きたい。そういった要望が非常に強いと感じております。

現在、村と社協さんとで、この地域交通の在り方、今後の行く末を引き続き協議も進めております。私自身、公約にも掲げました自動運転バスの導入の是非、こちらに関しても、来年を是非の判断時期と据えておりますので、今後も皆様方に情報のほうは共有をさせていただきまして、議論を深めてまいりたいというふうに考えております。

そして、今般、様々な移動方法、公共交通の方法が解禁になっておると感じております。南砺市をはじめとする地域では、ライドシェアのほうも積極的に現在進めております。私もそのコミュニティの中に参画しておりまして、現在そういった情報の共有を積極的に進めております。

この舟橋村において、こういった、こういった移動支援が最適なのかということも含めながら、この自動運転バス、そして公共交通のくだりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員の皆様にはご理解のほどお願い申し上げまして、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

○議長（前原英石） 加藤智恵子議員。

○3番（加藤智恵子） 3番加藤智恵子です。私からは、高齢者福祉と認知症についてお伺いします。

あと、本日傍聴に来ていただいた村の方、どうもありがとうございます。お疲れさまです。また、よろしくお願いします。

まず初めに、高齢者の生活移動の足の確保と仲間が集える場所の整備についてお伺いします。

ただ、今、森議員に対する村長の答弁で、ほぼほぼ返答になったのかなと思いながら聞いていました。

それと、ご自分でおっしゃったように、オレンジパークで月イチの集いがあるんですけども、そこにたまたま村長さんが来られて、直接話ができて、すごくうれしかったと。いろんな話をしたんですが、車のことを言うのを忘れたのと、あと、あそこで高齢者の方、近所の方がやわやわと集まってこられることが多いんですね。それで、これから夏になったり、日差しが強かったり。お弁当を一緒に食べたり、おやつを食べたりできるように、今はベンチとあずまや、屋根つきのあるんですけども、下にシートを敷いてピクニックみたいにしてもいいんですけど、できれば、膝も痛いし、台風にも飛ばされないようなテーブルを設置してほしいと。それと、これからもっと人も増えるので、もう一個、テーブルと椅子と屋根つき、あずまやつきの、そういう場所、そういうものを設置してほしいと、切に希望しておられました。そして、それを言い忘れたということと言っておられます。

そして、おれんじカフェに集まると情報交換にもなるし、すごく脳の活性化に役立っているのよとかという感じで、笑顔でいつもというか、聞かれます。

そして、公園カフェでは、赤ちゃんや小さなお子さん連れの方なども参加されてにぎやかで、キッチンカーあり、おいしいコーヒーやパン屋さんも人気があります。子ども向けの本の販売もあります。若いお母さんたちは、育児で疲れた腕のハンドマッサージなどで癒やされておられるようです。そして、高齢の方と若い方の交流もときどき見られます。

ということで、移動の手段としては村長さんがいろいろ考えておられるので、これ以上は申し上げませんが、2025年を目前として、高齢者がどっと増えて、一定数の方も認知症とか要介護とか、そういう方も増える反面、その年代の元気な方もたくさんおられるわけで、その方たちも一緒に巻き込んだりして、元気な人は介護の必要な方を車

に乗せて、例えばこの傍聴席も一回行ってみたいわという方もあるんですよ。でも、乗せてきてあげたいけど、私はちょっと時間が合わないのではという感じで、そういうことにも使えるような車。

そして、社協さんは、月に一、二回しか使えないわけなんですね。それで、いろんなこと、月に一、二回では、やりたいことがなかなか満足できない。同じ高齢者向けの通いの場として、舟橋会館でもしているし、役場でもしているし、あと図書館でも百歳体操があるし、時には図書館に本を読みに行きたいと。そういうときは、たまたまオレンジパークの近くの方は、オレンジパークに歩くのがやっとなんだと。それ以上の遠出もできればしたい。やっぱり美容院も行きたいということなんですね。

細かいことですが、そういうことが高齢者の幸せにつながると思うので、また対応のほうをお願いします。

そして、もう一つ、ふなはしまつりとか住民運動会とか文化祭とか、そういうのも、できれば来たい。そうすると、土日、週末の運行、利用もさせていただけたらありがたいなと言っておられます。

次に、高齢者として、認知症についてです。

認知症は、私だけかもしれませんが、核家族になったし、自分も、おじいちゃん、おばあちゃんとは一緒に暮らしたことがないので、おじいちゃん、おばあちゃんの味を知らないんですね。なので、今は、特に核家族化が進むと、そういう高齢者を見る機会がなかったというか、たまたま足腰が弱って、つえをついたり、シルバーカーを利用したり、そういうのは見えやすいんですけども、認知症というのは内面的なところなので、なかなか理解ができなかったと思うんですね。それで、たまにお孫さんと会っても、何か泣き出されたり、発言が誤解されたり、そういうこともあると言われていました。

そこで、やはり一番大事なことは、認知症に対する啓発。今社協さんもしろいろ努力をしておられて、いろんな成果も出ているんですけども、全ての村民に一応高齢者、人の一生というのはどういうものなのか。それこそ私は、家の時代までは、70年ほど前は、自宅で生まれて、そしておじいちゃん、おばあちゃんも近所におられたり、一緒に住んだりして、人の一生を見ていたわけです。そして、小さな孫も、最近おじいちゃん、おばあちゃん、記憶が混乱しているのか、ときどきとんちんかんだよねと。でも、それを受け入れていて、うまく対応する。だけど、最近では、内科のドクターが自分のご家族、お父さんが認知症になり始めの頃にはどなってばかりおったと。もうちょっと優

しくすればよかった。もっと認知症に対する知識があれば、もうちょっと変わっていただろうなという、そういう感じのことを新聞に投稿されていたのをときどき見ます。

ということで、今世の中の人、私も含めて、高齢になるということはどういうことなのかということ、認知症とか身体介護だけでなく、知識も経験も豊富になっていくところもいっぱいあるし、認知症も部分だけなんだと。最初は記憶が部分的に混乱して、そのうちに混乱するのが多くなっていく。それが認知症。そして、その最初の頃は会話していてもとんちんかんになって、なかなか社会との交流が持ちにくくなってということが挙げられていますので、やはり全ての村の方たちに認知症というものをぜひ啓発していただきたいなと思います。

前後しましたが、ごめんなさい、村長さんのさっきの答弁で、頭の中の順番が飛んでしまってちょっと取り留めなくなったところもありますが、ご答弁お願いというか、どうぞよろしくお願いします。

以上です。

○議長（前原英石） 渡辺村長。

○村長（渡辺 光） 3 番加藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まずは高齢者福祉についてというくだりに関しまして、先ほどもちょっと触れた部分もございましたが、併せてになります、公園カフェのほうに参加させていただきました、ご指摘のとおり、オレンジパークで少しお茶を飲めるような、そういったスペースがあったらうれしいなという声も伺っておりますので、そちらの件に関しましても、公園を管理委託している業者等とも今後相談をいたしまして、こういったものが適切なものか、そういったところを配慮しながら、前向きに検討していきたいというふうに考えております。

続きまして、この舟橋村の外出支援事業につきましては、社会福祉協議会が行ってられます外出支援サービスのみが現状となっております。

このサービスは、運転ボランティアの方が、道路交通法に遵守した形で、外出希望者の方を目的地までお連れする事業となっております。村外に出るのは、村内に生活必需品を購入する場所がないことから対象としております。内科系医療機関も村内にはないという状況でございますので対象とはしたいのですが、現状は運転ボランティアの確保が難しい状況であり、社会福祉協議会の職員の方が出動する状況となっております。

議員のご提案の中にもございました、使用頻度を週 1 回、行き先に医療機関を増やす

には、ボランティアの確保などがその課題としてございます。

もちろん今後そういった受皿の充実を図り、拡充を進めていきたいという思いはございます。そのため、現在は役場と社協の職員さんでワーキンググループを結成し、話し合いを重ねております。

議員のご提案にも、今後考慮した上で、できる限りニーズに近い形を構築してまいりたいと考えております。

続きまして、認知症についてお答えをいたします。

この週末、偶然なんですけれども、私と同世代の方のお父さんが63歳で認知症になられたということで、どういった状況だったのか、そこからこれで5年強たたれた現時点の状況、そういったお話をお伺いさせていただきました。やはりこの認知症に対しては、そのご家族だけの理解では到底、難しいものがあるなというふうに率直に感じました。

現在舟橋村においては、認知症について学ぶ機会を増やす、そういった取組を進めております。認知症サポーター養成講座、従来の一般住民向けのものから対象者を拡充するということで、小中学生の方々を対象にしたり、職域の方にも講座の開催を打診しておるところであります。昨年度も開催いたしました、昨年度に引き続き、役場職員向けの講座も開催予定となっております。

昨年度の12月議会でもご説明はいたしましたが、令和4年度より中新川広域行政事務組合主導で、上市町、立山町と合同で認知症ステップアップ養成講座を開催しております。養成講座受講者は、オレンジメイトとして、自分なりの方法で認知症支援を行っていただいています。おれんじカフェで居場所づくりを行ったり、啓発劇を行ったりと様々な形でご支援をいただいております。

今後認知症者数は増加の一途をたどると予見されておりますので、加藤議員のご要望どおり、多くの方々、全ての村民の方々に広く学べる機会を創出してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りようお願い申し上げ、答弁いたします。

○議長（前原英石） 加藤智恵子議員。

○3番（加藤智恵子） 今ほどは心強いご答弁、ありがとうございました。

また、公園カフェとか、そういうところで、いつもの仲間たちと話をすることがあったら、今日のこの雰囲気をぜひお伝えしたいと思います。

そして、焦りはしないので、一つ一ついろんなことが前に進むのがとてもありがたい

ことだと思っています。

今後とも、どうぞよろしくお願いします。

ありがとうございました。

○議長（前原英石） 小杉知弘議員。

○1番（小杉知弘） 1番小杉知弘です。

新型コロナウイルスが5類感染症に移行されて1年が経過しました。外国人旅行客も順調に回復し、今年3月の日本を訪れた外国人旅行客は、推計ですが、308万1,600人、1か月としては最も多かったコロナ禍前の2019年7月の299万1,100人を超えて過去最多となったそうです。

外国人に限らず、様々な場所で、以前のように多くのにぎわい、活気が戻ってきたことは、本当にうれしいことであります。一方で、人と人との交流の増加に伴い、感染症に関してはリスクが高まってきていると言わざるを得ません。

そこで、本日は、感染症の一つである風疹に関して、通告どおり質問をさせていただきます。

風疹は、風疹ウイルスによる感染症です。風疹に感染すると、通常2から3週間の潜伏期間の後、発熱、発疹、リンパ節腫脹が出現します。発熱は半数に見られる程度で、感染しても症状が出ない場合もあるようです。まれに関節炎や血小板減少性紫斑病、急性脳炎など合併症を引き起こすことがあるようですが、風疹で最も注意することは、先天性風疹症候群という、母親が妊娠中に風疹ウイルスに感染することによって生じる胎児の病気です。風疹ウイルスが胎盤を介して胎児に感染することにより、胎児に先天性の障害を起こします。

以前は、数年ごとに春から初夏にかけて、学童から若年層を中心に流行が見られていましたが、定期予防接種導入後、国内では風疹はほとんど見られなくなっていました。

しかし、2012年から2013年に、20代から40代の男性を中心に全国で大規模発生が見られ、東京都内では1年間の患者報告数は3,445人に達し、調査が始まって以来、最も大きな流行となりました。

その後、患者数は減少しますが、コロナ禍前になる2018年及び2019年に全国で5,000人以上の方が風疹に感染しています。

定期接種が導入されたにもかかわらず、なぜ度々流行するのかと申しますと、定期予防接種が公費で受けられるようになったのは、平成2年4月2日以降に生まれた人、つ

まり現在の33歳以下の人からで、34歳以上の人は予防接種を受けていない。または、受けていても1回で、十分な免疫を持っていないことが理由に挙げられます。

政府では、近年の流行を機に、未接種の人が予防接種を受けられるよう、2019年に風疹の抗体検査及び予防接種用のクーポンを国民に配布しました。しかし、このクーポンが配られたのは、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性、現在の年齢にしますと、45歳以上の男性だけになっておりまして、昭和54年4月2日から平成2年4月1日生まれの男性、つまり現在の年齢にすると34歳から44歳にはクーポンが配られていないといった状況です。

この世代は、風疹の予防接種を1回以上受けている方も多く、45歳以上より抗体保有率が高いため、クーポンの発行が行われていないようですが、それよりも若い世代に比べると、2019年時点で5%程度、抗体保有率が低い状態です。

男性が風疹にかかったとしても、胎児に直接影響があるわけではありませんが、母体に風疹の免疫がなかった場合、祖父や父親から母体へ、そして胎児へと、家族内で感染が広がる可能性があります。

少し前置きが長くなってしまいましたが、子育て環境の充実を掲げる本村にとって、これから生まれてくる新しい命を守るために、村民全員で予防すべき感染症の一つだと考えます。

そこで、次の2点を質問させていただきます。

1つ目は、既にクーポンが配られている45歳以上の世代の接種状況、接種を進める取組状況を生活環境課長にお伺いします。

2つ目は、クーポンが配られていないが、抗体保有率が低い34歳から44歳の男性への対応について、村独自の取組を検討していただきたく、村長に所信を伺えればと思います。

質問は以上2点になります。よろしくお願いいたします。

○議長（前原英石） 田中生活環境課長。

○生活環境課長（田中 勝） 1番小杉議員の風疹予防接種についての質問にお答えいたします。

議員ご指摘の、定期接種を受ける機会がなかった方への無料接種については、国の追加的対策事業として、令和元年から開始しております。しかしながら、本事業が開始後に新型コロナウイルスが流行し、医療機関の受診控えが発生した影響から、抗体検査受

診率が全国的に低迷していることが分かり、令和３年度末で終了する予定を令和６年度末に延長し、実施されております。

風疹は、風疹ウイルスにより引き起こされる急性の発疹性感染症で、議員のご指摘のとおり、感染後二、三週間の潜伏期間を経て、発疹、発熱、リンパ節の腫れが見られます。妊娠２０週以前の女性が感染すると、生まれてくる赤ちゃんの目や耳、心臓などに障害が出る先天性風疹症候群になるおそれがあります。これまでも、風疹が流行したことにより、感染した妊婦が赤ちゃんを諦めたり、生まれた赤ちゃんが先天性風疹症候群になるなどの歴史が繰り返されていることから、対象となっている男性の皆様方は積極的な接種をお願いしたいと考えております。

受診勧奨及び注意喚起、接種勧奨に関する取組についてであります。

事業開始時に対象者へクーポン券等の送付を行った後に、令和４年度には１度、封書にて無料クーポン券の再発送、令和５年度に２度、はがきによる受診勧奨を実施しております。そのほかにも、広報ふなはしにおいて事業に関する記事を掲載し、周知に努めているところでございます。

本事業開始時の対象者数は約４５０名であり、昨年度２回目の接種勧奨を行った時点で未受診者が約２２０名おり、現在の抗体検査受診率は約５０％となっていることから、今年度も夏頃に、はがきによる受診勧奨を行う予定で予算計上をしております。

以上であります。

○議長（前原英石） 渡辺村長。

○村長（渡辺 光） １番小杉議員のご質問にお答えをさせていただきます。

国の追加的対策事業の対象以外の方への村の対応について、お答えをさせていただきます。

昭和３７年度から平成元年度に生まれた女性及び昭和５４年度から平成元年度に生まれた男性については、過去に１回の公的な接種の機会が設けられております。県内自治体においては、該当する年代層への抗体検査の費用助成は行っておりません。

一方で、妊娠を希望する女性とそのパートナー等への抗体検査に対しての費用助成については、富山県が費用助成を行っております。また、県内では、妊娠を希望している女性や配偶者等への予防接種の費用助成を行っている自治体は２町ございます。

議員ご指摘の、幅広い年代への抗体検査、予防接種の対応につきましては、今後前向きに検討してまいりたいと考えております。

最後になりますが、先ほどの課長答弁にもございましたが、今年度末で無料検査、無料接種が終了することになる昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性の皆様方におかれましては、ご家族や周囲の方々を守る意味でも、いま一度積極的な検査、接種の検討をお願いしたいと考えております。

以上、いただきましたご質問に対しての答弁とさせていただきます。

○議長（前原英石）　ここで、暫時休憩いたします。休憩は11時20分までといたします。

午前11時07分　休憩

午前11時16分　再開

○議長（前原英石）　ただいまの出席議員数は7人です。定足数に達していますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

古川元規議員。

○2番（古川元規）　2番古川元規です。

それでは、私からは、通告のとおり、農地の復旧支援についてと題しまして、質問をさせていただければというふうに思います。

能登半島地震によりまして、ご存じのとおり、村内の農地、また農道、用排水におきましても、液状化や地盤の沈下、ブロック等の破損などが見られておりますが、ほとんどの圃場が、農業者の尽力もありまして、何とか無事に補修を経て、今、田植が終わって、そしてまた、農作業のほうも一段落しているタイミングかなというふうに思っております。

一方、実際に用水に水を流して、田んぼに水を張ってみると、液状化した地域を中心に、想像以上に農地、これは圃場だけではなくて、用排水等も含めましてなんですけれども、が変動しているということが分かってきております。

ある程度は個別の修繕で対応していくしかないのかなというふうに思いますし、実際そのように対応できるかと思うんですけれども、極端な地盤の沈下などによって、通常の均平を取ることが困難になっている圃場もございます。

ご存じかと思いますが、圃場の均平が取れなくなると、水位を一定に保つことができ

なくなり、水没する稲があったり、また逆に、水が張れなくなって農薬等が効きにくくなったり、干せ上がった等々、水稻をつくるに当たっても、なかなか品質のいい、また収量を取る、そういうことが難しくなるという現状がございます。

特に、圃場はともかくとして、農道や用排水に係る農地の復旧ということに関しましては、農業者が個別に対応するというのは困難ではないかというふうに考えられます。

こちらに対して、何か村として支援を検討してはいかがかなというふうに思っております。

また、地盤の沈下以外でも、ブロックの破損箇所も多く見られます。こちらについても、用排水等に係る部分のブロック等がひび割れして沈下しているというところが、これは液状化をした竹内地区以外でも、ちらほらと見られるなというふうに思っております。

こちらも、ずっと放置しておく、そこから雨水等が浸透して行って、さらにその被害が拡大し、もっと大きな破損状況になっていくのではないかなというふうに思いますし、また先日も久々のアラームがありまして、地震がありましたが、同じような規模の地震があったときに、さらなる被害の拡大ということも想像に難くないところでございます。

今各地区で多面的機能支払交付金などでそのような対応をしていく形にはなるかと思うんですけれども、限りのあるこの交付金でございますので、こちらだけで、どうしても、なかなかその対応が難しいというケースも当然出てくるのではないかなというふうに考えられます。

そちらに対しましても、何らかの支援ができれば、農業者を勇気づける施策になるのではないかなというふうに思われます。

農業者が今後も安心して農業に従事できるよう、また舟橋村の水田環境を維持していくためにも、今期の稲刈りが終了した秋以降の地震被害へのこの復旧につきまして、村として何らかの形で支援をするべきであるというふうに考えますが、当局の考えをお聞かせください。

○議長（前原英石） 田中生活環境課長。

○生活環境課長（田中 勝） 2番古川議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、1月1日の能登半島地震により、村内でも被害が確認されております。

国重地内では、用水路の上流である立山町浅生地区において、ひび割れや液状化が確認されました。地元の要望を受け、受益面積がかぶる富山市さんと共同で対応を検討し、早期に仮復旧をしていただきました。今現在、無事田植を終えたところでございます。

今後もその地区の用水を注視し、他の用水部分についても、富山市さんと合同で災害復旧支援事業等に取り組んでまいりたいと考えております。

一方、竹内地区においては、液状化と見られる農地が数枚あり、水路及び農道でも影響が確認されております。2月の段階で現地確認をしたとき、専門とされる方々に見ていただきましたが、これといった対応方法がなく、耕作者との話合いで1期作付を行うことといたしました。

同じ2月初旬頃、耕作者自らブロックの破損修繕、波板畦畔の設置をされていました。その負担額については多少の助成を検討してまいります。

実際トラクターで起こされ、水を張られた田を見に行くと、農地が平らではなく、水に隠れる農地と出る農地があり、苗を育てることは大変難しいと感じておりました。今現在、用水を止めて工事ができないため、稲刈り後に支援策を検討してまいりたいと考えております。

ただ、地元負担もかかってきますので、まず初めに、地権者、耕作者及び生産組合で話し合っていただき、話がまとまれば、役場当局として相談に乗り、一緒に支援策を検討してまいりたいと考えております。

秋になれば、他の地区での復旧事業の情報も入ってくると思われます。今まで経験したことがなく、対応するスピード感が鈍いように思われますが、村当局としては、今までどおり農家に寄り添ってまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（前原英石） 竹島貴行議員。

○6番（竹島貴行） 6番竹島貴行です。私は当議会で通告しております3点について質問をさせていただきます。

まず1つ目の質問ですが、公共施設についての管理責任について確認をさせていただきます。

今年1月1日に発生した能登半島地震から半年が経過しました。国会では、震災の所管委員会でいろいろ議論がやり取りされ、国会議員も、自分たちは被災地復興に全力で取り組み、成果を出しているという話を聞きます。しかし、現実には、現地へ復興の手が

いまだ届かず、そこには被災された方々が取り残されていることを痛感いたします。

政治に求められることは常に現場に沿った答えであり、机上論や空論では意味がありません。しかし、今の政治には、主権者たる国民が置かれた状況を、よく目を開き、実態を認識しろと、地方という現場で政治に関係する一人として声を上げたいと感じます。

舟橋村でも元日に震度５強という激しい揺れに襲われ、年明けの正月気分浸っていた多くの皆さんは、突然の揺れに恐怖心を持たれたものと推察します。私自身は１２月議会で防災について一般質問を行ったタイミングもあり、防災テキストと現状を擦り合わせる事ができ、貴重な体験を得ることができたと考えています。

この震災の爪痕は舟橋村でも残されていますが、私は、特に村民がふだんに利用する公共物について、村内を見て回りました。そして、今回、震災後の爪痕が残っている白岩川河川敷公園の写真を添付させていただき、行政における所管、管理責任について、まず確認のため質問をします。

写真も通告書に添付しておりますが、１は公園の利用案内看板です。

この看板は河川敷公園に２か所設置されていましたが、その２か所とも地震で倒れておりました。幸い５月中旬に元の位置に立て起こされておりました。

２の写真は、舟橋地区からの用水が白岩川へ合流する排水路の水門部分です。

ご覧のとおり、用水路の転落防止柵が転倒し、用水路へ柵の残骸が転落しています。用水の深さは人の背丈ほど、約１６０センチあり、公園を利用する人が転落することも考えられ、危険だと思います。

３の写真は、河川公園中間地点の白岩川に架かる橋です。

車が１台通れる幅がありますが、橋の名前は不明です。以前、故金森村長の時代に耐震補強について質問をしたときに、名前がたしかあったと記憶していますが、私自身の記録は残ってなく、村には記録が残っていると思いますので、橋の名前を教えてくださいましたら幸いです。

現在、写真からも分かるとおり、通行止めにはなっていない、一般の人も渡れる状態にあります。橋の桁は鉄骨製で、床版はコンクリート舗装、橋脚はＰＣ製と思います。見た目には強度的に問題ないと安易に考えますが、以前、故金森村長時代に質問したのは、舟橋地区の人から、橋が古くなっており、橋の耐震性を確認した上で、維持のために必要に応じて改修を行い、住民が安心して渡れるよう安全性を確保してほしいという要望を質問に盛り込みました。

そのときに、村は県と管理責任について協議したと聞きましたが、どちらの側も自分の側に管理責任はないという責任の押しつけ合いで終わり、管理責任が曖昧な結果で終わっています。

しかし、今回は、能登半島地震の影響を鑑み、橋は公共性があると考えますので、今後の管理対応をただすものです。

以上3点について、公共物責任を負う村に見解を質問しますが、具体的に分かりやすく答弁をお願いいたします。

次に、6月に国が実施するとしている定額減税についての質問をします。

6月5日の朝、あのNHKニュースで、今年4月の働く人1人当たりの基本給などに当たる所定内給与は前年比で2.3%増加し、およそ30年ぶりの高い伸び率となったと報じていました。また一方で、物価を反映した実質賃金はマイナスが続いており、厚生労働省の、春闘で賃上げの動きが広がったが、物価上昇の影響が強く続いているという公表を報じました。

日本の企業形態は大企業が3割、中小企業7割という状況であり、威勢のよい春闘の賃上げラッシュは経団連傘下の大企業を指すものであり、中小企業の賃上げ状況については、マスコミは多分取材されず報道がなされたという認識を持たざるを得ません。

中小企業の賃上げ実態はこれから明らかになってくると思いますが、中小企業に従事する人たちに賃上げの恩恵が一日も早く実現されることを祈るばかりです。

しかし、実質賃金のマイナスが続く中で、国民生活を支える電力や燃料のエネルギー価格が一方的に値上げされ、追従して生活物資等の物価高騰が続き、併せて増税、ステルス増税、そして保険料の値上げといった形を変えての増税が国民生活を追い詰め、国民は疲弊しているという現実が国の政治につながらないことに国民の不満は募るばかりだと思います。我が村においても、村民は同じ状態にあると考えております。

前明石市長の泉房穂氏は、旧ツイッターのXで、日本だけが先進国で唯一30年間も経済成長していないのは、国が30年間国民の首を絞め続けてきたからで、国は無策だったのではなく有害だったと。国民が苦しんでいるのに増税や保険料上乘せ等で、さらに首を絞めようとするなんて、この国の偉いさんたちは本当に狂っているとしか言えないと投稿されていました。私もこの投稿に共感できると感じています。

政府は、岸田総理肝煎りで昨年10月に、令和6年6月に1人当たり4万円の定額減税を実施すると公表してきました。これは「減税」という言葉にこだわった岸田総理の

税金ばらまきで、減税とは違うと私はと思いますが、今議会で村当局は議案第24号に税務総務費で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金という名目で国からの交付金2,934万円と社会福祉総務費に同様の交付金2,393万8,000円を支出計上しています。

さきの税務総務費において、村は定額減税補足給付金事業として、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人の村・県民税において定額減税を実施することが決定された。その際、定額減税し切れないと見込まれる方に対して給付を行うものであると説明しています。

また、社会福祉総務費では、低所得者支援給付金事業として、デフレ完全脱却のための総合経済対策における新たな物価高騰対策として、令和6年度において新たに住民税非課税となる世帯または住民税均等割のみ課税となる世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付する。また、それらの対象世帯のうち、18歳以下の児童がいる世帯に対しては、児童1人当たり5万円を給付すると説明していますが、説明された意味が、私の頭では、いまひとつ理解に苦しむ状態であります。

私が質問しようとしている定額減税については、議案第24号に計上されているものとは関係のない気もしますが、関係するのであれば教えていただきたい。

話を戻して質問しますが、マスコミで報道されている定額減税について、物価高騰下で村民の皆さんは、ある程度の関心と期待をされているだろうと考えます。この減税処置がどう実施されるのか、対応について質問をします。

まず、この定額減税についての事業がどう進むのか。また、村はどのように事務処理をなされるのかお聞きします。

また、国会で議論されている、民間企業の給与明細書に減税になることを記載するよう厚生労働省から通達が出ていると聞きますが、民間事業者が事務処理で混乱していると聞きます。

村は減税処置について、どのような情報を得ているのか。村にある企業や村民生活に大きな影響があると考えますので、答弁を求めます。

次に、定額減税は、公務員、民間を問わず、給与所得者には6月同時期に減税されるのか。また、個人事業者やパート、アルバイト等の非正規労働者、年金受給者等への扱いはどうなるのか。減税が公平の観点から同時期に処置されるのかを質問します。

マスコミでは報じられませんが、この事務処理費に約700億円の税金が投じられると新藤経済再生担当大臣が公表していますが、気になるのは、効果のないと感じる政策を乱発して、税金が無駄に使われることです。

この定額減税について、実態が分からない中で、マスコミ報道により、村民の関心も高いと考えますので、質問をさせていただきます。

最後の質問ですが、介護保険の将来の見通しについてお聞きします。

第9期介護保険事業計画が先日に配付され、令和6年度から計画が新たにスタートしたことを知りました。そこで、今後の介護保険事業制度がどうなっていくのか、中新川広域行政事務組合の管理者である村長の見解を聞くものです。

保険事業は、基本的にサービスの需要と供給のバランスで運営されるものと承知しております。そして、事業運営には財政がついて回ります。財政は給付に必要な保険料収入でバランスが取られ、その保険料を支払うのは第1号被保険者と第2号被保険者で、不足する分については保険事業構成団体が補っています。

東京以外は全国一律に人口減少と超高齢化社会が深化し、介護保険料値上げの話題が最近も報道されていました。保険事業者によっては事情は異なり、保険料は各事業者での格差も生じています。

舟橋村は中新川広域行政事務組合に加わり、介護保険事業を執り行っています。第9期介護保険事業計画を見ると、要支援・要介護認定者数が全国、富山県内と比較して大きく下回っていると記載されています。しかし、私は計画に示されたデータについてうのみにすることなく、常に検証が必要と考えています。

第9期介護保険事業計画では、基本理念として、高齢者自身の希望を最大限に尊重し、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援するとし、基本目標として、1、地域包括ケアシステムの深化・充実、2、介護予防・健康づくりの促進、3、介護保険サービスの適正化の3点を掲げています。

この計画に沿って舟橋村の地域包括支援事業も行われると認識しています。ですから、介護保険事業計画は国の指針に沿うことも必要ですが、地域の実情が反映された計画でなければ、地域の要支援・要介護認定者の皆さんへ適正なサービスが行き届かないと考えます。

私は前回議会で、舟橋村が地域包括支援事業を委託する社会福祉協議会で支援に携わる人材確保に困窮することを心配し、村が社会福祉協議会に寄り添い、人材確保も含め、

事業が無理なく執り行われるよう要望させていただきました。

人が人を支援する介護サービスは、業務に携わる人のサービス対応次第で質が大きく変わり、人が人を支える意味合いを重視することが基礎的自治体としての舟橋村の活性化にもつながると考えています。村民の代表機関である議会も、地域包括支援に携わる人たちを応援することが使命の一つだと考えています。

そこで質問ですが、政治は理想論を実現することが目的であるとも考えますが、今後ますます高齢化率が高まる中で、収入が年金だけの、保険料応能負担が低い高齢者層の割合が膨らむであろう中で、保険料収入全体が減少することが予想されます。

片や、保険給付を受ける介護認定者が今後増えていくと予想するのですが、保険事業運営上、いずれ全国同様に介護保険料の値上げという話も出てくるのではないかと考えます。

そうすると、個人の負担を抑える観点から、村の負担が大きくなると考えますが、介護保険制度維持のため、中新川広域事務組合の管理者である村長は、今の2町1村の構成体制で介護保険事業が成り立つと考えているのか、そして、併せて介護保険事業計画でうたっている地域包括支援事業のさらなる充実を図れるのか、将来の見通しについて見解をお尋ねします。

以上、よろしくお願いします。

○議長（前原英石） 田中生活環境課長。

○生活環境課長（田中 勝） 私のほうから、6番竹島議員の公共物の管理実態についての質問にお答えいたします。

議員ご指摘の白岩川河川公園は、富山県で整備された河川公園を、舟橋村が県と協定を結び、管理している公園であります。

立て看板につきましては、春先の早い段階での修復を検討しておりましたが、対応が遅くなり、申し訳ございませんでした。

排水路の転落防止の擬木については、先ほどの協定書において、舟橋村が管理する部分には含まれておりませんでした。所有者の許可なく修復することは好ましくないため保留しておりましたが、去る5月13日に立山土木事務所河川班と対応について協議してまいりました。

その結果は、所有者未確定の物件を所有者の許可なく修復することは避けるべきだが、協定書中記載の公園施設の安全管理の観点から、舟橋村で修復されることについて異議

はないとの回答を得ましたので、近々修復させていただきます。

もう一点、白岩川に架かる橋については、立山土木事務所に確認したところ、富山県所有の橋ではなく、河川占用許可申請も出ていないため、所有者の特定ができないとのことでした。村でも調べましたが、立山土木事務所同様、この橋の所有者は確認できませんでした。よって、橋の名称も分からぬままです。

確かに議員ご指摘の耐震性の問題や歩行者の安全は重要事項ですので、安全の担保ができないと見受けられた際には、隣接する村管理の箇所に表示物などの設置を検討したいと思います。

ただ、法令上、所有者不明の構造物を許可なく処理することができないのが現状であり、この問題は細川等に架かる農道橋にも通じるものがあります。

今後も立山土木事務所と連絡を密に取り、対応を図りたいと考えておりますので、議員のご理解のほどよろしくお願い申し上げ、答弁いたします。

○議長（前原英石） 山崎総務課長。

○総務課長（山崎貴史） 私からは、6番竹島議員の定額減税についてのご質問にお答えさせていただきます。

今月から開始した定額減税は、令和5年度中の合計所得金額が1,805万円以下の納税者が対象となっております。今年度分の個人住民税につきまして、納税者本人、また控除対象配偶者及び扶養親族1人につき、所得税から3万円、個人住民税所得割額から1万円が控除されます。

本減税措置は、昨年11月に閣議決定されたデフレ完全脱却のための総合経済対策において位置づけられたものであり、村では、国から示された通知の内容に従って、住民税の減税処理の手続や、減税を反映した住民税額を知らせる通知書の発送などを進めてきたところです。

本減税措置は、個人住民税の納税方法によって実施方法が異なります。給与所得者は、原則として、令和6年6月分は個人住民税を徴収せずに、定額減税後の税額を令和6年7月分から令和7年5月分の11か月に分割して徴収いたします。

納付書や口座振替などで納税いただいている個人事業者等は、定額減税前の税額を基に算出した令和6年6月納期限分の税額から減税し、控除し切れない場合は、令和6年8月納期限分以降の税額から順次減税いたします。

また、年金受給者は令和6年10月分の特別徴収税額から減税し、減税し切れない場

合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から順次減税いたします。

以上でございます。

○議長（前原英石） 渡辺村長。

○村長（渡辺 光） 6番竹島議員の、介護保険料の見通しについてお答えをさせていただきます。

先だってになりますが、中新川広域行政事務組合所管になるかと思い、本来であれば組合議会での答弁が適切かと思いましたが、サービスの受給者は舟橋村民の方々になりますので、この場をお借りして答弁対応をさせていただきます。

1つ目のご質問になります。高齢化の進む将来、保険料の値上げにつながるのはいかとのくだりにつきましては、今般、令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画を策定し、公表したところであります。計画の策定に当たっては、管内の人口動態及び管内の介護事業者、ケアマネジメントさんに対してのアンケートやヒアリング結果を基に、計画に反映がなされているものになります。

そして、介護保険料についてになりますが、第9期の料金は、前期の第8期と同額の保険料を設定いたしました。そのうち大きな変更点といたしましては、所得段階を11段階から13段階へ2段階追加し、比較するところ、所得の多い方々に負担をお願いしたところであります。

介護保険料につきましては、介護サービスに対する給付費が平成30年度から令和5年度までほぼ横ばいで推移しており、その給付費の23%分を65歳以上の人口で割り戻して算定しております。

今後、高齢化が進み、サービスを利用する方が増加した場合、介護サービスの給付費が増加することで、議員ご指摘のとおり、保険料が上昇する可能性があります。過剰な介護サービス費の増大にならないよう、計画の基本理念に基づき、2町1村及び村において介護予防事業や介護保険事業の適正な運営に努めてまいります。

続いて、2つ目のご質問、2町1村の構成体制が維持できるかにお答えいたします。

介護保険制度が始まった平成12年以来、ご高齢の方が住み慣れた地域で安心して暮らせるための社会保障制度の一つとして、多様なニーズに対応しながら現在に至っております。2町1村の広域において介護保険事業に取り組むことにより、財源の安定化が図れ、効率的、安定的にサービスの提供が実施できるものと考えております。

維持ができるか否かということについては、前述のとおり、過度な介護サービスの増

大に起因する、地域の皆様への過度な負担とならないよう努めていくことが組合の維持につながるものと考えておりますので、重ねてにはなりますが、村として介護予防事業等々、注力してまいります。

3つ目のご質問、地域包括支援事業のさらなる充実についてお答えいたします。

構成町村に設置されている地域包括支援センターが中心となって、高齢者のみならず、様々な悩みを抱える方々の相談窓口として運用されることが現在望まれております。

行政、介護事業者、医療機関、民生委員児童委員等で構成されている会議団体である地域ケア会議において、諸問題の洗い出し、情報の共有化、自立支援に向けて地域ごとに連携を図っており、その他関係団体等に対して、今後も保険者として協力することとし、必要に応じて新たな取組等、情報を収集し、介護保険事業等の施策に反映してまいります。

格段、舟橋村は今年度から重層的支援体制整備事業で総合窓口相談を実施予定としておりますことをお伝えいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（前原英石） 竹島貴行議員。

○6番（竹島貴行） 私の質問に答弁いただきまして、ありがとうございます。

まず1点目の質問であります、その看板並びに転落防止柵は、村のほうで対応していただけるという、そういう答弁をいただきました。

3番目の橋については、所有者が誰なのか分からないという、そういう答弁でもありました。これは以前も同じような答弁をいただいております。

まず、看板につきましては、立て起こしはされていますが、基礎が、足元をちょっと穴を掘って、周りにコンクリートを詰めた、要は団子状の基礎ですね。そういう感じになっております。

だけど、地盤が砂質系でありますので、結構、押すと簡単に揺れ動く。子どもでも、あれ、力を入れれば、また転倒するかなというふうに思いますので、基礎をやり替える場合、コンクリート2次製品なりの、しっかりとした基礎を考えていただければというふうに要望しておきます。

それから、転落防止についても、なぜここで質問を上げたかといいますと、村は、やっぱり公共を担う、そういう役割があって、不断に法律とかそういったものを、住民に規制をかけて、コンプライアンスだといって、法を遵守しなさいというふうな立場であります。

そういうことを言っている村が、震災発生から今もう半年が過ぎてしまいました。これを放置しておくのは、公共を担う立場としては、ちょっといただけないんじゃないかと。まずは、そのコンプライアンスは村から守るべきじゃないかと思います。

そのことを重々認識して、仕事をしていただきたいと。要は、村民のために、公共のために仕事をしていただきたいというふうに要望するものであります。

それから、橋については、所有者が分からないから手出しができないという、そういうお話もありました。

これは、だけど、公共物であることは間違いないと思います。なぜかというと、白岩川という二級河川に架かっている橋だからであります。そこを民間の個人が勝手にあのような橋を設けることができるでしょうか。人とか車1台が通れる、そういう橋であります。

そういったことを考えると、しっかりと、誰が造ったか分からないけども、公共の河川の上に架かっている橋ということを認識すれば、それはやはり県か村が、村民が渡るということも考えられますので、村も責任を担うだろうというふうに考えていますので、そこをさらなる検討をお願いしたいというふうに思います。

それから、定額減税についてですが、これは今総務課長の答弁で感じたことですが、何かマスコミ上で言われている定額減税だ、減税だというふうな、そういうイメージがちょっと吹っ飛んでしまって、ちまちまと住民税を減税して、小出しにしてやっていると。それにそぐわない人は、来年度にかかってしまうと。

こういうことが、何か国民に対する減税という期待感を抱かせて、それが事業だというふうに言えるのかということ。これ、村当局も多分、村長を筆頭にお怒りだと思えます。私も、国民の一人として、地方議会の議員の一人として怒りを感じます。

それから、最後の3番目の介護保険については、保険料徴収を11段階から13段階に分けて、高所得者の人たちに、より多く負担していただくというふうなことを言われました。

今はそれで通用するかもしれませんが、将来、私が心配するのは、高所得者の高齢者がどれだけ残っているかということでもあります。どんどん、どんどんと低所得者のほうに高齢者は移行していくという、そういう推定をするわけであります。

だけど、そういう人たちというのは、もう本当、地域の弱者と言われる人たちでありまして、そのところをどういうふうに守っていくかというか、この介護保険制度、そ

ういう人たちにサービスを給付していくかということが今後問われるだろうというふうに思っております。

そのときは村長の世代がその介護保険、介護給付を受ける。そういう位置づけになってくるといふふうに思いますので、今から政治ということを観点に、将来を見通して、じゃそのときにどういうふうに手を打っていくかということを組み立てていっていただきたいというふうに要望いたします。

時間も押しておりますので、答弁はそんなに求めませんが、何か答弁していただけることがあれば、答弁をよろしくお願いします。

以上であります。

ありがとうございました。

○議長（前原英石） 以上をもって一般質問並びに質疑を終わります。

（議案の常任委員会付託）

○議長（前原英石） 次に、ただいま議題となっております議案第19号から議案第26号までは、お手元に配付しております付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

請 願 ・ 陳 情 に つ い て

○議長（前原英石） 次に、日程第2 請願・陳情についてを議題とします。

（請願・陳情の常任委員会付託）

○議長（前原英石） 本定例会において受理した請願・陳情は、お手元に配付してあります付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

散 会 の 宣 告

○議長（前原英石） 以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

午後 0時03分 散会